

## 山梨県生活環境の保全に関する条例（抜粋）

### 第四章 日常生活及び事業活動における環境への負荷の低減を図るための措置

#### 第一節 自動車の使用に伴う大気汚染等の防止

（自動車を使用する者等の責務）

第五十三条 自動車（原動機付自転車を含む。以下この節において同じ。）を使用する者は、必要な整備を行うこと、自動車を効率的に使用すること、公共交通機関を利用すること等により、自動車の使用に伴う環境への負荷を低減するように努めなければならない。

- 2 自動車を購入しようとする者は、自動車排出ガスが発生しないか又はその発生量が相当程度少ない自動車（以下この節において「低公害車」という。）を購入するように努めなければならない。

（駐車時の原動機の停止）

第五十四条 自動車を運転する者は、自動車を駐車している間は、原動機を停止しなければならない。ただし、道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第十三条に規定する緊急自動車を当該緊急自動車の用務を行うために使用する場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

- 2 事業者は、その事業の用に供する自動車を運転する者に対し、前項本文に規定する原動機の停止を行うように指導し、又は周知しなければならない。
- 3 他人に使用させることを目的とする駐車場を設置し、又は管理する者は、当該駐車場の使用者に対し、第一項本文に規定する原動機の停止を行うように周知しなければならない。

#### 【山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則】

（駐車時の原動機の停止義務の適用除外）

第三十四条 条例第五十四条第一項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 保冷貨物自動車、クレーン自動車その他特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な装置を、自動車の原動機を動力として使用する場合
- 二 自動車の運行の開始前の視野の確保その他の自動車の運行上の支障を防止する目的のために原動機を稼働させる場合
- 三 その他原動機を停止しないことがやむを得ないと認められる場合

（自動車の環境情報の周知）

第五十五条 自動車の販売を業とする者は、販売する自動車であつて規則で定めるものの使用に伴い発生する窒素酸化物その他の規則で定める環境への負荷に関する項目の情報（以下この条において「環境情報」という。）が記載された書面を当該自動車を購入しようとする者に交付し、当該自動車に係る環境情報の説明を行うように努めなければならない。

#### 【山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則】

（環境情報の周知に関する自動車の要件等）

第三十五条 条例第五十五条の規則で定める自動車は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第三条に規定する普通自動車小型自動車及び軽自動車（二輪の小型自動車及び軽自動車を除く。）であつて、過去に同法第五十八条第一項の規定による自動車検査証の交付を受けていないものとする。

- 2 条例第五十五条の規則で定める環境への負荷に関する項目は、次に掲げる項目とする。

- 一 窒素酸化物
- 二 一酸化炭素
- 三 炭化水素
- 四 粒子状物質（軽油を燃料とする自動車に限る。）
- 五 ホルムアルデヒド（メタノールを燃料とする自動車に限る。）
- 六 加速走行騒音（騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十六条第一項に規定する自動車騒音の大きさの許容限度に係る加速走行騒音をいう。）

（自動車の使用に伴う環境負荷の低減に資する施策の推進）

第五十六条 県は、低公害車の使用の促進、道路の構造の改善その他の自動車の使用に伴う環境への負荷の低減に資する施策を推進するものとする。